

令和 7 年 2 月 21 日

公告 第 951 号

パレット健康保険組合
理事長 辻 祥雅



令和 7 年度平均標準報酬月額に関する公告

健康保険法第 47 条の規定による、当組合の令和 6 年 9 月 30 日における全被保険者の報酬月額を平均した額、及び令和 7 年度の平均標準報酬月額(任意継続被保険者の上限標準報酬月額)が下記の通り決定しましたので公告します。

記

令和 6 年 9 月 30 日現在の平均報酬月額	283,001 円
令和 7 年度における平均標準報酬月額(等級)	280,000 円 (21 等級)
適用期間	令和 7 年 4 月 1 日 から 令和 8 年 3 月 31 日 まで

以上